

第2号様式
(第10条関係)

(文書指摘)

是正又は改善を要する事項

監査の対象となる事業者の名称	郷ヶ丘児童クラブ、郷ヶ丘のびのび児童クラブ、郷ヶ丘児童クラブ分室	
監査実施年月日	令和5年7月4日(火)	
事 項	内 容	根 拠
運営規程に定める開所時間について	<p>土曜日の開所時間について、運営規程では午前7時30分から午後7時までと規定しているが、午後7時前に閉所していることがあった。</p> <p>運営規程で定めている開所時間を満たさずに閉所した場合は、開所日とすることはできない。</p>	<p>いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条 放課後児童クラブ運営指針第4章3(1)</p>